



一定以上の所得のある方は、 サービスを利用した時の負担割合 が2割になります

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただくことが必要です。

この利用者負担について、これまでは所得にかかわらず一律にサービス費の1割としていましたが、団塊の世代の方が皆75歳以上となる2025年以降にも持続可能な制度とするため、65歳以上の方(第1号被保険者)のうち、一定以上の所得がある方にはサービス費の2割をご負担いただくことになります。

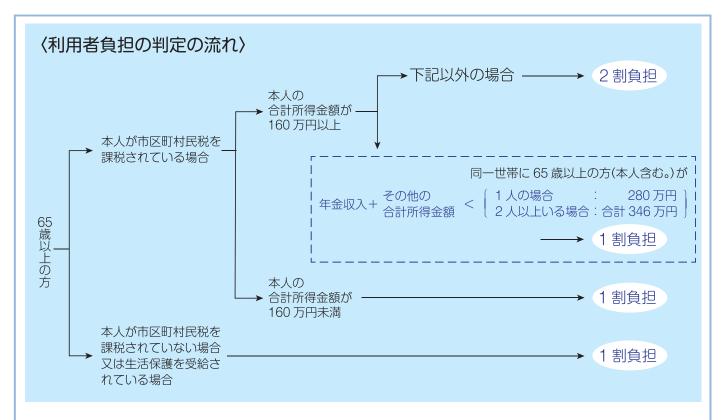
💽 2割負担になるのはどういう人ですか?

△ 65 歳以上の方で、合計所得金額※1 が 160 万円以上の方です(単身で年金収入のみの場合、年収 280 万円以上)※2。

ただし、合計所得金額*1が160万円以上であっても、実際の収入が280万円に満たないケースや65歳以上の方が2人以上いる世帯*3で収入が低いケースがあることを考慮し、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額*4」の合計が単身で280万円、2人以上の世帯で346万円未満の場合は1割負担になります。

- ※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。
- ※2 これは、65歳以上の方のうち所得が上位20%(全国平均)に該当する水準です。実際に影響を受けるのは介護サービスを利用されている方ですが、これは在宅サービス利用者のうち15%程度、特別養護老人ホーム入所者の5%程度と推計されます。
- ※3 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯を指します。
- ※4 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。





- 💽 いつから2割になるのですか?
- A 平成 27 年8月1日以降にサービスをご利用されたときからです。
- 🔃 1割負担から2割負担になった人は、全員月々の負担が2倍になるのですか?

○ 月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されますので、全ての方の負担が2倍になるわけではありません。月々の負担の上限については、「高額介護サービス費の負担限度額の見直しについて」をご覧下さい。

- ごうやって自分の負担割合を知ることができるのですか?
- A 要介護・要支援認定を受けた方は、毎年 6~7月頃に、利用者負担が1割の方も2 割の方も、市区町村から負担割合が記され た証(負担割合証)が交付されます。

この負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設にご提出ください。



※負担割合証はイメージです。



月々の負担の上限 (高額介護サービス費の基準)が 変わります

👩 高額介護サービス費とはどういう制度ですか?

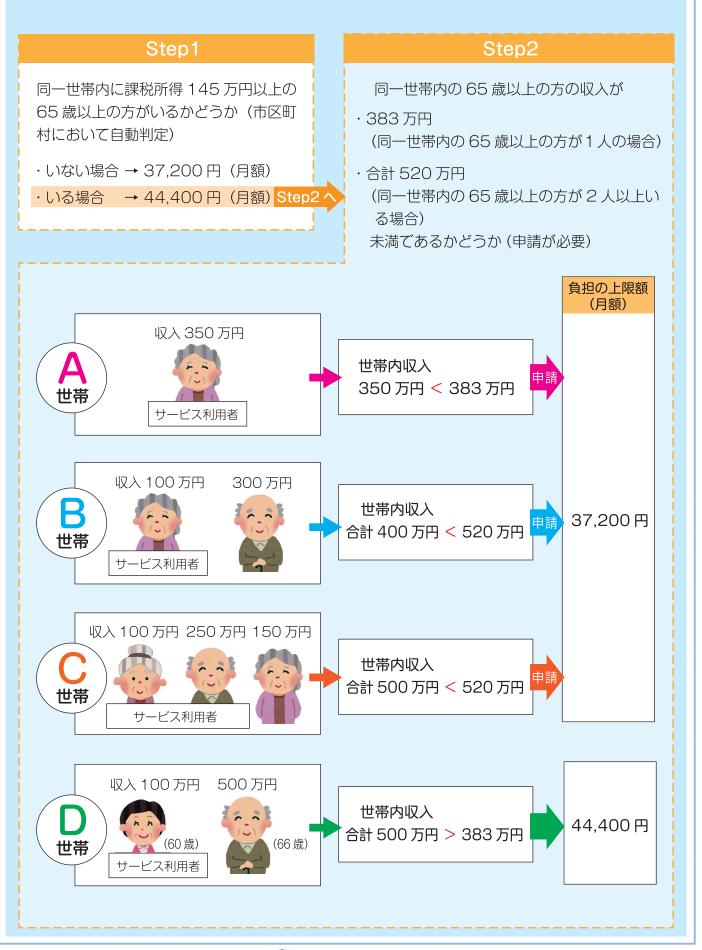
△ 介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、月々の負担の上限が設定されています。 1 ヵ月に支払った利用者の負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻されます。一般的な所得の方の負担の上限は 37,200 円です。

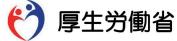
	区分	負担の上限(月額)
現征	殳並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円 (世帯)※ <mark>(新 設)</mark>
世春	帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200 円(世帯)
世春	帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円 (世帯)
	・老齢福祉年金を受給している方 ・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の 合計が年間80万円以下の方等	24,600 円(世帯) 15,000 円(個人)*
生活保護を受給している方等		15,000円(個人)

- ※ 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。
- 💽 どんな改正が行われるのですか?
- △ 特に所得の高い現役並み所得相当の方がいる世帯の方については、相応のご負担をお願いするため、負担の上限が37,200円(月額)から44,400円(月額)に引き上げられます。
- 🔃 負担の上限の引き上げの対象者はどのような人ですか?
- (A) **同一世帯内に課税所得*1145 万円以上*2 の 65 歳以上の方**がいる場合に対象になります。 ただし、
 - ・同一世帯内に 65 歳以上の方が 1 人の場合 : その方の収入が 383 万円未満
 - ・同一世帯内に65歳以上の方が2人以上いる場合:それらの方の収入の合計額が520万円未満である場合には、その旨を市区町村にあらかじめ申請することで37,200円になります。
 - ※1 「課税所得」とは、収入から公的年金等控除、必要経費、給与所得控除等の地方税法上の控除金額を差し 引いた後の額をいいます。
 - ※2 この基準は、医療保険における70歳以上の高額療養費の限度額に係る基準と同様です。
- いつから引き上げが行われるのですか?
 - 平成 27 年 8 月 1 日以降にご利用されたサービスのご負担分からです。



〈判定の流れ〉







- 介護保険3施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。
- 在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性を更に高めるため、食費・部屋代については、一定額以上の預貯金等の資産をお持ちの方等にはご自身でご負担いただくよう、基準の見直しを行います。

どんな改正が行われるのですか?

△ これまでは、負担軽減の申請をいただいた後、本人及び同一世帯の方の前年の所得を基に対象となるか判断していましたが、平成 27 年 8 月からは、以下の取扱いを追加します。

- ①配偶者が市区町村民税を課税されているかどうかを確認し、課税されている場合には負担 軽減の対象外とする(世帯が同じかどうかは問わない)
- ②預貯金等の金額を確認し、次の基準額を超える場合には負担軽減の対象外とする

配偶者がいる方:合計 2,000 万円 配偶者がいない方:1,000 万円

※ 預貯金等の額の基準は、入居期間が比較的長い特別養護老人ホームの入居期間の実態や施設入所にかかる費用等を考慮して設定しています。

〈食費・部屋代の負担軽減 対象者の判定の流れ〉 一定額を超える 預貯金等 住民税 対 象 外 対象 外 〈所得要件〉 あり 課税 現行 〈資産要件(新)〉 · 市区町村民税非課税世 帯の方が対象 預貯金等が一定額以下 要件の追加 配偶者がいる方は 食費・部屋代の ・世帯が違っていても 合計 2,000 万円、 負担軽減の対象 配偶者が市区町村民税 住民税 配偶者がいない方は を課税されている場合 一定額を超える 非課税 1.000万円 は対象外。 預貯金等 なし



預貯金等」にはどのようなものが含まれますか。また、どのように確認するのでしょうか。以下の表のとおりです。

※ 申請に当たっては通帳の写し等の提出をお願いします。

預貯金等に含まれるもの (資産性があり、換金性が高く、 価格評価が容易なものが対象)	確認方法 (価格評価を確認できる書類の入手 が容易なものは添付を求めます)
預貯金 (普通・定期)	通帳の写し (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀 (積立購入を含む) など、購入先の口座残高に よって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
タンス預金 (現金)	自己申告

負債(借入金・住宅ローンなど) は、預貯金等から差し引いて 計算します。(借用証書などで 確認) また、価格評価は、申 請日の直近2カ月以内の写し 等により行います。

- ※ 預貯金等に含まれないもの
- ・生命保険、自動車、腕時計、 宝石など時価評価額の把握 が難しい貴金属など・絵画、骨董品、家財など
- 預貯金等及び配偶者の所得については、市区町村の窓口への申告が必要になります。
- ・ 市区町村は必要に応じて銀行等に□座情報の照会を行います。また、不正に負担軽減を受けた場合には、それまでに受けた負担軽減額に加え最大2倍の加算金(負担軽減額と併せ最大3倍の額)の納付を求めることがあります

なぜ配偶者の所得を勘案するのですか?

○ 配偶者間では、民法上も、他のご親族以上に家計を支え合うことが求められていることから、 配偶者の方が市区町村民税を課税されている場合には、食費・部屋代をご負担いただくこと としています。

○ 判定方法の見直しにより、食費・部屋代を負担すると生活が非常に苦しくなるのですが…

② 次の要件の全てに該当する第4段階の方は、市区町村に申請することで、第3段階(以下の表を参照)の負担軽減を受けることができます。

- ・2人以上の世帯の方
- ・世帯の年間収入から施設の利用者負担(介護サービスの利用者負担、食費・部屋代)の見込額を除いた額が80万円以下
- ・世帯の現金、預貯金等の額が合計 450 万円以下 等

(参考) 利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	対 象 者	負担限度額(日額)	
其担权阳		部屋代 食費	
第1段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 老齢福祉年金を受給されている方	多床室 0円 従来型個室 (特養等) 320円 (老健・療養等) 490円 ユニット型準個室 490円	
	・生活保護等を受給されている方	ユニット型個室 820円	
第2段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	多床室370円従来型個室(特養等)420円(老健・療養等)490円ユニット型準個室490円ユニット型個室820円	
第3段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 上記第2段階以外の方	多床室 370円 従来型個室 (特養等) 820円 (老健・療養等) 1,310円 ユニット型準個室 1,310円 ユニット型個室 1,310円	
第4段階	・上記以外の方	負担限度額なし	



特養の相部屋(多床室)に入所する 市区町村民税課税世帯の方等の 部屋代負担について

特別養護老人ホームの相部屋(多床室)に入所する方(ショートステイ利用者を含む。)のうち、市区町村民税課税世帯の方等については、平成27年8月から新たに「室料相当」を負担していただくこととなります。

🔃 対象者はどのような方ですか?

- A 特別養護老人ホームに入所する方、ショートステイ(短期入所生活介護、予防短期入所生活介護)を利用する方のうち、相部屋(多床室)に入所しており、食費・部屋代の 負担軽減を受けていない方が対象となります。
 - ※ 相部屋(多床室)のみの見直し。
 - ※ 市区町村民税非課税世帯に該当する方など、食費・部屋代の負担軽減を受けている方については、部 屋代負担の変更はありません。

部屋代が上がるのはいつからですか?

🔼 平成 27 年 8 月 1 日以降の部屋代負担が今回の見直しの対象となります。

🔃 実際、いくらの値上がりになるのですか?

- A 具体的な部屋代については、施設と入所者の方などの契約事項となりますので、個別に各施設にお問い合わせ下さい。
 - ※ 低所得の方の相部屋(多床室)の居住費の基準となる額(基準費用額)については、1 日当たり 370円(平成27年4月時点)から840円へと変更となります。

今回の見直しはなぜ行うのですか?

A これまで、相部屋(多床室)の部屋代のうち、光熱水費については、入所者の方などにご負担いただいていましたが、室料相当の額については、介護サービス費の中に含まれており、介護保険からの給付の対象となっていました。一方で、自宅で暮らしている方や個室に入所されている方は、ご自身で「室料相当」も含めた部屋代を負担されていることから、今回の見直しで、相部屋(多床室)の場合についても部屋代の全体を、入所者の方などの自己負担とすることを原則とするものです。

